

第 6 回

読谷村農業委員会会議録

第6回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和 6 年 2 月 26 日（月）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3 階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者 9 名 欠席者 1 名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1 番	幸喜 敦子	出	6 番	棚原 靖	出
2 番	知花 竜	出	7 番	與久田 一徳	出
3 番	伊波 正景	出	8 番	山内 一真	出
4 番	比嘉 健二	欠	9 番	真栄田 武	出
5 番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者 8 名 欠席者 0 名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
津波 宏		出	新垣 勝二		出
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		出
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員		局長 新垣 功 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第2号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第9号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程9	議案第10号 非農地証明願について
日程10	議案第11号 農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長

これより第6回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。

— 日程1 会長諸般の報告 —

— 日程2 会議録署名委員の指名 —

— 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

それから現地確認は事前に済ませておりますので、質疑の際は発言の前に名前を述べてから、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それから日程第4. 報告第2号 農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第2号 農地転用許可指令の接受について。

議長

報告ですので、質疑がなければ進行してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

それでは次に進みたいと思います。

日程5. 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。提案理由の説明をお願いしたいと思います。

事務局

議案書3ページをお開きください。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議長

では、これより審議に入りたいと思います。

まず受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見を伺いたいと思います。

委員(8番)

山内です。航空写真の1ページです。申請人は新たに賃借権を設定し芋を計画しております。許可基準適合表をクリアすれば問題ないと思います。

議長

現地を確認した山内委員からは許可相当の御意見であります。
他の委員からの御意見がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行したいと思います。
では質疑を終結して、これより採決を行います。
受付番号1番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。
次の審議に入ります前に議事参与の制限がありますので、知花委員の退室を求めます。

(知花委員 退席)

議長

では受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員(6番)

6番棚原です。写真は2ページ中央のほう、申請人はほかの借入地でもサトウキビを栽培しています。申請地でもサトウキビを計画しており、許可適合表もクリアしているので許可相当をお願いします。

議長

現地を確認した棚原委員からは、申請地ではサトウキビを計画しており、許可基準適合表もクリアしておりますので許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑があったらどうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので進行します。
では質疑を終結して、これより採決を行います。
受付番号2番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で決定しました。
知花委員の入室を許可したいと思います。

(知花徳栄委員 復席)

議長

続きまして受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員(2番)

2番知花竜です。航空写真の3ページをお願いします。こちらはハバネロを植えるということで計画されているということで、許可基準適合表もクリアしていますので何ら問題なく、許可相当だと思います。

議長

現地を確認した知花 竜委員からは、何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。

他に委員からの御意見がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号3番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で決定されました。

次に日程6．議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書19ページをお開きください。

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議長	ただいま農地法第4条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。これより審議に入りたいと思います。 受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。
新垣推進委員	新垣です。航空写真4ページ、4条の①、申請地は用途地域内にあり、一般住宅を計画していることから許可基準適合表をクリアすれば問題ないということで、許可相当と思います。
議長	現地を確認した新垣委員からは、許可相当の御意見でありました。ほかに何かありましたら、委員のほうからどうぞ。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですから進行します。 質疑を終結して、これより採決を行います。 受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。 次に日程7．議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書20ページをお開きください。 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について。
議長	ただいま農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。 まず受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。
新垣推進委員	新垣です。航空写真4ページ、下のほう5条の①、申請地は用途地域内にあり、飲食店の駐車場を計画していることから、許可基準

適合表をクリアすれば問題ないと思います。

議長

現地を確認した新垣委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御意見がありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員（6番）

6番棚原です。写真は5ページです。申請地の周辺は住宅地等に利用され、貸住宅を計画していることから許可適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した棚原委員のほうからは、許可基準適合表もクリアして、何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号2番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員（２番）	２番知花です。航空写真の６ページの５条の３番をお願いします。真ん中のほうです。こちらの受付番号３番のほうは、周辺は住宅地として利用されており、隣接する用地の駐車場として使用しています。駐車場として申請は上がっているのですが、もう既に土間も打たれて使われている現状になっております。顛末書も出ていますし、許可基準適合表もクリアしているので問題ないと思います。
議長	ただいま知花 竜委員のほうからは、許可基準適合表も何ら問題なく、許可相当の御意見でしたが、ほかの委員からありましたら。
仲村渠推進委員	譲渡人と譲受人の住所が同じなのですが、どういう関係ですか。
事務局	甥っ子です。
委員（９番）	９番真栄田です。お二方とも本土のほうにいらっしゃるのですが、わざわざ名義を変えるメリットって、事務局何かありますか。
事務局	この方、埼玉から沖縄に来ています。相続の話も一応やったのですが、今で名義を甥っ子に代えたいという話でありました。恐らく次、売買とかそういう話もあるのではないかと思います。今でやっておきたいということであります。
委員（９番）	了解です。
議長	ほかになれば進行してよろしいですか。 （「はい」の声あり）
議長	では質疑を終結して、これより採決を行います。 受付番号３番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号4番と5番は関連しておりますので、一括して審議を行います。まず現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

池原推進委員

池原と言います。受付番号4番、5番、同時に審議をお願いします。航空写真7ページを御覧ください。申請地は用途地域内にあり、楚辺自治会が生活道路の拡張整備を計画していることから、許可基準適合表をクリアすれば問題ないということで、両方とも同じ意見です。4番は住宅側、5番は海側ということで、それぞれ同じ目的ですので、何ら問題ないかと思います。

議長

現地を確認した池原委員のほうからは何ら問題ないということで、許可相当の御意見でありました。

この件についてほかの委員から何かございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですから進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号4番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で進達することに決定しました。

続きまして、受付番号5番も許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番も許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号6番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員（3番）

3番伊波です。航空写真の8ページをご覧ください。大木のちょうど真ん中であって、ちょっと細い道を入れていく土地なのです。申請地は用途地域内にあり共同住宅を計画していることから、許可基準適合表をクリアすれば問題はないですが、協議中ということで×があるので不許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した伊波委員のほうからは、都市計画課との調整がまだできていないということで不許可相当の御意見であります。
ほかの委員から何かありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので進行したいと思います。
質疑を終結して採決を行います。
受付番号6番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号6番は不許可相当で進達することに決定しました。次に受付番号7番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いします。

委員（1番）

1番幸喜です。航空写真の9番を御覧ください。こちらはA株式会社の駐車場ということなので、問題はないかと思いますが、書類がまだ整っていないということで不許可でお願いします。

議長

現地を確認した幸喜委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされていないということで不許可相当の御意見であります。
ほかに委員のほうからありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

では進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号 7 番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号 7 番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に日程 8. 議案第 9 号 農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書 22 ページをお開ください。

議案第 9 号 農地転用事業計画変更承認申請について。

議長

これより審議に入ります。受付番号 1 番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員 (6 番)

6 番棚原です。先ほどの転売ではないかという話の土地ですけれども、事業変更届さえ出せば転売には当たらないというやり方がはやってきているのか。最近何か事業変更が多いような気がするのですが、事業者の名前を登録というか、一覧で作っていたほうがいいのではないかと思います。今回は許可相当に当たるとは思うのですが、今後注意していきたいと思います。許可相当をお願いします。

議長

棚原委員のほうからは承認相当の御意見であります。

ほかに委員からの御質疑等がありましたらどうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですから進行したいと思います。

では質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号 1 番は承認相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号 1 番は承認相当で進達することに決定

しました。

次に日程 9. 議案第10号 非農地証明願いについて議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書23ページをお開ください。

議案第10号 非農地証明願いについて。

議長

ただいま非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。

受付番号 1 番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員（5 番）

5 番の儀間景子です。航空写真の10ページを御覧ください。申請地は高木が生い茂り、農地として20年以上利用されていないことから非農地で問題ないと思います。証明相当でお願いします。

議長

現地を確認した儀間委員のほうからは20年以上農地として利用されていないということで、問題ないということで証明相当の御意見であります。ほかの委員から御意見等がありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしですので進行したいと思います。

これより採決を行います。受付番号 1 番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 1 番は証明相当と決定しました。

次に受付番号 2 番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

新垣推進委員

新垣です。航空写真11ページをお願いします。申請地は観光施設内にあり、20年以上も農地として利用されていないことから非農地

で問題ありませんので、証明相当でお願いします。

議長

現地を確認した新垣委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに委員から御質疑がありましたらどうぞ。

ほかになれば進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長

では、これより採決を行います。受付番号2番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は証明相当で決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員（9番）

9番真栄田です。写真の12ページを御覧ください。見てのとおり農地ではありませんので、証明相当でお願いします。

議長

現地を確認した真栄田委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしですので進行します。これより採決を行います。受付番号3番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号3番は証明相当と決定しました。

次に受付番号4番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

比嘉豊彦
推進委員

航空写真の13ページ、真ん中を御覧ください。申請地は農地として20年以上利用されていないことから非農地で問題ないと思います

ので、証明相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉豊彦推進委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに御質疑がありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしですので進行します。これより採決を行います。受付番号4番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号4番は証明相当と決定しました。

次に受付番号5番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

比嘉豊彦
推進委員

写真は14ページをお願いします。ここは波平団地の裏側なのですが、申請地は農地として20年以上利用されていないことから、非農地として問題ないと思います。証明相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉豊彦委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに委員から御質疑がありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしですので、これより採決を行います。受付番号5番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号5番は証明相当と決定しました。

次に受付番号6番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

比嘉豊彦
推進委員

写真の6ページをお願いします。申請地は高木が生い茂り、農地として20年以上利用されていないことから、非農地として問題ない

と思います。証明相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉豊彦推進委員のほうからは、非農地として何ら問題ないということで証明相当の御意見であります。

ほかに委員から御質疑がありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長

進行します。これより採決を行います。受付番号6番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号6番は証明相当と決定しました。

非農地願いに関する現地調査確認書の記載につきましては、事務局に一任することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、非農地証明に関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。

次に日程10. 議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書25ページをお開きください。

議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

農地活用推進課

お疲れ様です。赤嶺です。私のほうから説明していきます。

読谷村農地調整会議報告書という資料の御用意をお願いします。

議長

ただいま議案第11号 農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございましたが、本議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委

員会の意見が求められております。御意見を伺う前に議事参与の制限がありますので、関係する仲村渠英正委員、屋宜 清委員、比嘉豊彦委員の退室を求めます。

(仲村渠英正委員・屋宜 清委員・比嘉豊彦委員 退席)

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員（7番） 7番與久田です。5ページの立会人は親子ですが、問題ないのですか。

事務局 選定基準を確認するということで別に決まりはなくて、ただ、地域を知っている農業委員とか推進委員と一緒に確認したほうがいいということで一応確認方法としてやっているだけなので、問題はないです。

委員（7番） できたらもう1人つけたほうがよかったね。

事務局 今の件はごもっともですので、次回からはもう1人。制度上問題がないといっても、そういう関係というのは出てきますので、次回からはその辺は考えてやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ほかに質疑のある方はどうぞ。進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 では質疑を終結して、これより採決を行います。
ただいま議題となっております議案第11号 農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第11号は原案どおり決定されました。

仲村渠委員、屋宜委員、比嘉豊彦委員は議事参与を許可します。
入室してください。

(仲村渠英正委員・屋宜 清委員・比嘉豊彦委員 復席)

議長

これをもちまして、日程 1 から日程10まで全て終了しました。
決議事項における議事整理については、会長に一任することに御
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、決議事項における議事整理については、会長に
一任されました。
委員の皆様の御協力の下、第 6 回読谷村農業委員会総会が無事終
了しました。